

第13回 関川流域委員会 議事要旨

事務局

1. 概要

前回委員会(第12回)にて議論・意見があった関川河川整備計画に関する事項として、「治水対策の妥当性」、「環境、流域全体の視点」、及び「合意形成」について再度議論し、「関川河川整備計画原案の目標(案)」について了承される。

2. 主な議論の内容

①治水対策の妥当性について

1) 放水路周辺の地盤高は2、3メートルしかない田んぼである。7. 17のときは、2日間ぐらい樋門を全部閉めざるを得ない状況であった。放水路ができた場合、その内水のはけ具合はどうか、その辺の検討をきちんと実施してほしい。ポンプの設備等、今後、地元説明や合意形成の中で当然そういう議論が出るのではないかと。

2) 河川整備を行うと水害が2度とないというふうに大半の住民は思う。

しかしながら、大きな河川の水位が高くなると、そこへ入り込む小さな河川は全部樋門を閉じてしまう。そこへ秋雨前線のような長い前線が来て、加えて台風が来たときには1週間ぐらいまで降り続け内水被害が起こる。国のレベル、県のレベル、市のレベルの技術者がそういうことが起きるとい認識のもとで、どのように解消していくのかを議論をしていかないと、本当の解消へ向いていかない。河川整備を行っていくときに必ず出る問題であり、どの河川も抱える重要な問題である。犠牲を払って実施する河川整備については、そういうレベルで議論し考えるべきである。根本は国の大きな国家政策としてそれを位置づけ、それに従って県も市も同等に考えながら、個々の対策について、予算や、いろんな状況に応じて方向性を合わせていくことによって、抜本的な治水対策に繋がるのではないかと。

3) 新発田川と福島潟両放水路については、福島潟は海水面より60～70センチ低く、海水がむしろ入ってくるような場所であり、田んぼがすぐ内水被害を受けるところであるが、両方とも非常に大きな排水機場と潮止堰を設置し対策をとっている。

4) 放水路周辺は雨が降ると湛水して、何日も水が抜けないような場所である。

これからの合意形成を進めていく上で、地域の浸水をなくすため、用水のポンプアップを含めた積極的な排水対策についても同時に検討し進めないと、地域の地主さんや、耕作している方々、住民の方々等、放水路周辺の関係者への合意形成が進まないのではないかと。

- 5) 治水安全度を上げるということは非常に重要なことである。それを実施するときに、国全体のレベルというものを現実に考えなくてはいけない。すべて税金で実施されるという現実を直視したときに、どういう最良の方法があるかということ、地元の方々あるいはこの流域委員の皆さんと一緒に考えていくことが大事だと思う。さらに知恵を出して、住民の方々と一緒になって、本当に根本的に解決するにはどうしたらいいかということに知恵を出しながら、協力しながら進めないと、抜本的な解決というのはなかなか生まれえないということを、ぜひ認識していただきたい。
- 6) 放水路をつくった時に、こういう低平地の中できちんと700m³/s流すことが可能なのか、どれぐらいの規模でスムーズに流れていくのか、という資料も必要なのではないかな。
- 7) 放水路には洪水対策としてのプラス面だけではなく、養浜効果があるのではないかな。大潟地区は以前から海岸侵食に悩んでおり、放水路建設によって、上流からの砂・砂レキの掃流が期待できるため、その辺のデータもあつたら示した方がいいと感じる。
- 8) 川が運ぶ土砂が日本全体では全般的に減っており、そのため海岸が後退しているというのが日本の全体的傾向である。それは、一つはダムをつくったこと、もう一つは土砂災害を防止するため治山工事を行ってきたからである。これをもとの状態に戻して海岸を保全するか、あるいは川の中の砂レキをもとの状態になるように保全するか、これは環境の問題と直接かかわってくる問題で、今いろいろな試みが行われている。これは非常に高度で、まだ研究途上のことも含まれている。逆に言おうと、今まで関川本川に流れていた土砂が流れなくなると、関川の河口付近が今度はどうなるのかというような問題も出てくる。基本方針の小委員会ではそういうことも議論されて、科学的にまだわかっていない部分もある。特に関川の場合は、川幅を広げる事業を行ったので、基本方針の中でも、関川における知見をふやし、その知見に基づいて設計をしていくことが有効であるとしている。
- 9) 分水路や放水路で一番砂のついたのは大河津分水路で、2キロも海岸の方へ砂がついて、田んぼができています。ところが、関屋分水路の場合は、信濃川下流へは大河津分水路の洗堰のところで270トン、旧帝石橋で下流へ380トンしか落とさないため、関屋分水路はほとんど閉ざされ、養浜効果が期待できない。漂砂現象を計算する際は、西北西、北西の季節風が何日吹いて、波高、波浪がどうであるか、何日続くかということが全部関係してくる。また、この計算で書いてある、干満差0.28メートルについても、春先と夏とで全く違い、春は西高東低で大陸の方が高気圧のときは日本海の海面はずっと低くなり、夏は逆に高くなるため考慮すべき。大河津分水路の経験をもとにして、いろいろなパラメーターを入れてシミュレーション計算を実施することが必要だと思う。

②環境、流域全体の視点について

③合意形成について

- 10) 環境の整備目標について、上越市では緑の基本計画というのがあり、その中で関川については貴重な緑のベルトという位置づけで、それに伴う街路樹や公園、地域の屋敷林や庭木等々の緑を連携させて、緑のネットワークを作っていくという方針・計画を立てている。目標について、より良好な生態系の創出、維持、保全を図るというふうなうたってはいるが、もう少し明確に、地域全体、エリア全体での自然生態系、生物に対する保護の場として、貴重なオープンスペースとして、あらゆる生物の生息の場、そしてそこに立ち寄る場というふうな位置づけもきちんと入れてほしい。特に直轄区間は上越市の市街地区域の真ん中を走るという点で、都市景観とか都市の環境と密接にこの関川は密着しているので、自然環境、そして都市部の生物においても貴重な魚だけではなく、鳥とか虫とか、いろんなことにおける貴重なオープンスペースであるという位置づけをすべき。
- 11) 関川は管轄内においても、上流の方（ニグロ川や真川、保倉川では菖蒲平）においても、荒川と言われただけに河畔林が非常に少ない川である。溪畔林、河畔林というようなものを作ることを考えてほしい。
- 12) 関川は日本の河川の中で比較的砂レキ流出の多い河川であり、高水敷の樹木が少ない。日本のほとんどの川は、それが繁茂、特に外来種の植物が繁茂して、河川管理が非常に難しくなっている。それは、ダムや治山工事によって、砂レキの流下が減ったことによるもので、関川においては、河川本来の生態が比較的残っている。河畔林とは堤防が壊れたときに洪水流が直接市街地を襲わないためのもので、山梨県の甲府には万力林というのがあり、そういうものを育てることは地域住民グループと協力しながら、ぜひ育てていただきたいと思う。河川敷中の植生については、いかにその川の自然性を保ちながら、かつ維持していくかということ、ぜひ考えていただきたい。関川は、比較的そういう意味では良好な状態にまだあると思う。ただし、整備計画原案の目標においては、より良好な生態系ということで、例として魚類しか出ていないので、ほかのものもあるという書き方にすべきである。
- 13) 関川の河川整備計画において、保倉川放水路という具体的な治水対策が出ており、これからまさに関係のない方々から協力してもらおうという格好になると思うが、その点での合意形成に向けて、情報公開の時期、そのタイミングを狂わせると、前回の平成8年のときのように、放水路計画が唐突に報道され、また似たような状況で地域の方々の衝撃が走って、感情的な部分で進む可能性がある。情報公開の時期についてはどのように考えているのか。
- 14) これは、ある意味で住民との間、河川行政と住民との間を調整する流域委員会の役目というのを平成15年に定めており、ある意味で私達の役割かなとも思う。まずは住民の方々に基本方針がどういうものであるかということの説明をするという機会が必要になってくる。その上で、整備計画の今目標というのが国の方から出たが、それを流域委員会で議論しながら、妥当だと思われるところを住民の方々に伝えていくということだろうと思う。それから、ある段階で、整備計画に対して住民の方々と議論をする場というのが設定されるべきである。そういうことで、これまでの枠組みではフォーラムというのが一つのその場であるし、これまでワークショップ、見学会、さらにはアンケートに答えていただいた方々のところにおいては車座座談会もやってきた。こう

いう流域住民の方々と合意形成を図るいろいろな場を、これまで意味勉強してきたわけで、そういうことをフルに利用しながら、最大限、住民の方々と河川行政との間の調整をやっていくというのが私達の役目ではないかと思う。

④規約の改正について（委員の変更）

15) 規約改正については、委員会名簿を変更し、今後19名の委員で引き続き委員会活動にご協力いただきたい。

また、規約第6条第3項「委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する」における、委員長職を代行していただく委員について、次回の流域委員会のごときに報告したい。

最後に、情報公開ということが非常に大事である。現時点で決定されている基本方針について、流域住民にわかりやすく伝える機会が必要であると考えます。基本方針決定後、流域委員会を2回開催して、基本方針の背景並びに整備計画原案の目標について、これでいいというわけではないが、こういう目標を持っているということを皆さんご理解いただいたと思う。については、ワーキングの方々と相談しながら、流域住民への基本方針の説明ということに主眼を置いて、流域フォーラム開催の準備に入りたい。